

京都市斎場条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第62号）（保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課）

斎場の使用料の適正化を図るため、次のとおり改定することとしました。

区 分	単 位	使 用 料			
		現 行		改 正 後	
		市 内	市 外	市 内	市 外
10歳以上のもの	1 体	12,000 <sup>円</sup>	60,000 <sup>円</sup>	15,000 <sup>円</sup>	75,000 <sup>円</sup>
0歳以上10歳未満のもの		8,000	43,000	10,000	54,000
妊娠4箇月以上の胎児		4,000	30,000	5,000	38,000
人体の一部，妊娠4箇月未満の胎児，胞衣又は産汚物	10キログラムまでごと	2,000		2,500	

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

京都市斎場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第62号

京都市斎場条例の一部を改正する条例

京都市斎場条例の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分中

12,000 円	60,000 円
8,000	43,000
4,000	30,000
2,000	

を

「

15,000 円	75,000 円
10,000	54,000
5,000	38,000
2,500	

に改める。

」

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)